

知的障がい・発達障がい関係（案）

	<療育手帳>	<集団への参加状況>	<全体指示への理解と必要な配慮>	<制止が必要な行動>	
				①不注意，多動，衝動性（外からの刺激によって容易に注意をそらされ、課題や遊びなどの活動で注意を維持することが困難）	②自傷，他害行為（自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり器物を壊したりする行為）
一般保育の中で配慮を要する	手帳非該当	—	—	—	—
区分1 (1:3)	B 2 相当	集団への参加が5割程度	全体指示の一部が理解できず，個別指示や視覚的援助等の配慮を要する	声掛けによる制止が必要	声掛けによる制止が必要
区分2 (1:2)	B 1 相当	集団への参加が3割程度	全体指示の半分程度が理解できず，個別指示や視覚的援助等の配慮が必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が必要
区分3 (1:1.5)	A 2 相当	集団への参加は限定的	全体指示がほぼ理解できず，個別指示や視覚的援助等の配慮が必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が頻繁に必要	手をつなぐ等の身体的な接触による制止が頻繁に必要
区分4 (1:1)	A 1 相当	—	全体指示が理解できず，個別指示や視覚的援助等の配慮が必要	危険があり，常時付き添いが必要	危険があり，常時付き添いが必要
区分5 (居宅訪問型)	送迎、感染症、医療的ケア等、健康面に特段の留意が必要（継続して検討すること）				

※1 3歳未満児については，年齢による配置区分を踏まえた基準とすること

※2 複数項目に該当する場合は，最も手厚い区分とすることを基本としつつ，さらに配慮すべき場合について検討すること

身体障がい等関係（案）

手帳の有無等	上肢		下肢・体幹		聴覚		視覚		音声・言語・そしゃく機能		内部障がい・難病等
	手帳有	手帳無	手帳有	手帳無	手帳有	手帳無	両眼の矯正視力	矯正視力の測定が困難等	手帳有	手帳無	
一般保育の中で配慮を要する	7級～5級	—	7級～4級	—	手帳非該当	—	0.4以上	—	手帳非該当	—	—
区分1 (1:3)	4級	食事, 更衣, 排泄, 制作などに一部介助が必要	3級	独歩可能であるが, 転倒しやすい	6級・4級	いずれかに該当 ①裸耳聴力 70dB～89dB 相当 ②補聴器又は人工内耳を装着しており, 言語による全体指示の一部が理解できず, 個別指示や視覚的援助が一部必要	0.3～0.09	集団活動の場面において, 環境面での配慮(近くで見せる・コントラストに配慮した表記等)が必要	4級	嚙下に問題はなく, 音声言語によるコミュニケーションができるが, 慣れた人以外は, 聞き取りが難しく, 配慮が必要	いずれかに該当 ①強い運動に制限を要する ②運動制限はないが, 一定の配慮が必要 ※主治医意見書による
区分2 (1:2)	3級	食事, 更衣, 排泄, 制作などに半介助が必要	2級	ハイハイ又は伝い歩き可能であるが, 独歩不可	3級・2級	裸耳聴力 90dB 以上相当	0.08～0.02	集団活動の場面において, 視覚以外(聴覚・触覚等)の情報, 見やすくするための配慮が必要	3級	嚙下に問題はないが, 音声言語によるコミュニケーションが困難	いずれかに該当 ①中等度の運動に制限を要する ②運動制限はないが, 十分な配慮が必要 ※主治医意見書による
区分3 (1:1.5)	2級	食事, 更衣, 排泄, 制作など, 手指を使った操作が極めて制限され, ほぼ全介助が必要	1級	首がすわっているが, ハイハイ又は伝い歩き不可	3級・2級	裸耳聴力 90dB 以上相当	0.02未満	集団活動の場面に加え, 食事, 更衣, 排泄などの場面においても, 視覚以外(聴覚・触覚等)の情報, 見やすくするための配慮が必要	3級	嚙下に配慮した食事等の介助が必要	運動全般に制限を要するが, 区分4に該当しない ※主治医意見書による
区分4 (1:1)	1級	手指を使った操作が困難で, 全介助が必要	1級	首がすわっていない	—	—	—	全盲またはそれに近い状態で生活全般において介助が必要	—	—	常時十分な配慮が必要 ※主治医意見書による
区分5 (居宅訪問型)	送迎, 感染症, 医療的ケア等, 健康面に特段の留意が必要(継続して検討すること)										

※1 3歳未満児については, 年齢による配置区分を踏まえた基準とすること

※2 複数項目に該当する場合は, 最も手厚い区分とすることを基本としつつ, さらに配慮すべき場合について検討すること